

上尾市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 15 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第 60 号

上尾市契約規則の一部を改正する規則

上尾市契約規則（昭和 39 年上尾市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「契約書」の次に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第 2 項において同じ。）を含む。以下同じ。）」を加える。

第 3 条第 2 項中「書面」の次に「（電磁的記録を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第 3 項中「その他これらに準ずる書面」を「その他これに準ずる書面」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。